

水戸市道路里親制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市が管理する道路（以下「市道」という。）において自発的に清掃美化活動等のボランティア活動を行う住民団体等を市道の里親として認定し、支援することにより、地域にふさわしい道づくりを推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(里親の資格)

第2条 市道の里親となることができる者は、5名以上の構成員で組織され、かつ、市道の概ね100メートル以上の区間（中心市街地にあつては市長が認める区間）において第5条第1項に規定する活動を年4回以上実施する住民団体等とする。

(認定の申請)

第3条 里親の認定を申請しようとする者は、里親認定申込書（様式第1号）、構成員名簿（様式第2号）及び年間活動予定表（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、市道の里親として認定し、里親認定証（様式第4号）を交付するものとする。

(活動内容)

第5条 里親は、市道区域内において次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 空き缶、紙くず等の散乱するごみ清掃活動
- (2) 除草、植樹柵の清掃、簡易な樹木の剪定等の緑化活動
- (3) 前2号に掲げるものの他、市道の清掃美化に必要と認められる活動

(里親団体への支援)

第6条 市長は、里親の活動に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 里親の希望により、里親の名称を記載した表示板の設置
- (2) 用具等の支給または貸与
- (3) ボランティア活動保険への加入費用負担
- (4) 前3号に掲げるもののほか、里親の活動に関して市長が必要と認める支援

(認定内容の変更等)

第7条 里親は、構成員又は年間活動予定に変更があつた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

(事故等の報告)

第8条 里親は、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに市長に報告するとともに、水戸市里親制度活動事故報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(活動報告)

第9条 里親は、毎年度、年間活動予定表に基づき活動した期間の状況を水戸市里親制度活動報告書(様式第5号)により翌年度の4月末日までに市長に報告しなければならない。

(認定の取消等)

第10条 里親は、認定の取消しを希望する場合は、里親辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解消することができる。

- (1) 前項に規定する届出があった場合。
- (2) 里親の活動が認定の内容と異なるとき。
- (3) 里親の活動が公共の利益に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、里親として市長が適当でないとしたとき。

(発展性の検討)

第11条 市長は、里親との意見交換を行い、里親制度の改善について検討するものとする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、里親制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成28年3月1日から施行する。